

◎行政書士法の一部を改正する法律

(平成二〇年一月一七日法律第三号)(衆)

一、提案理由(平成一九年二月二〇日・衆議院本会議)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、行政書士は、行政書士が作成できる書類に関連する聴聞または弁明の機会の付与等の手続に係る行為について、弁護士法第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除き、代理することができるとするとともに、行政書士に係る欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定を整備することにより、行政書士制度の基盤を強化しようとするものであります。

本案は、本日総務委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決しましたものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成二〇年一月九日)

○高嶋良充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への的確な対応を図るため、行政書士の業務に関する規定及び欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定の整備等を行うおうとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長代理今井宏君から趣旨説明を聴取した後、法改正の趣旨と改正に伴う国民の利便性向上、行政書士の信頼確保策、電子政府の進展に向けた行政書士の役割、行政書士の司法制度参入への課題等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。